

自転車マナーアップ通信 No.2

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

スタントマンが事故を再現！ -広瀬中学校自転車安全利用教室-

11月19日（水）仙台市立広瀬中学校を会場に、『スクアード・ストレイト方式による自転車安全利用教室』が開催され、広瀬中学校の生徒やPTA、宮城地区交通安全協会、宮城地区交通指導隊など総勢1200名が参加しました。自転車と自転車の再現事故では、あまりのリアルさにヒヤッしたり、驚いたりするなかで、改めて交通安全の重要性を感じていました。

なお、参加者アンケートを実施した結果、「自転車の安全運転に心がけたいと思った」「とても分かりやすく受講してよかった」等の意見が多く見られました。



▲見通しの悪い交差点での飛び出し事故



▶ 危険な運転
↳ 傘さし運転



▲トラックの巻き込みによる事故

～広瀬中学校での取り組みを紹介

学校をあげてマナーアップを 一日警察署長で大活躍

仙台北警察署と宮城総合支所から「自転車マナーアップモデル中学校」に指定され、9月30日（火）に指定書が交付されました。

今後2年間、交通安全教室や街頭キャンペーンへの参加など、様々な活動に参加していきます。

9月21日（日）、ヨークベニマル仙台愛子店での秋の交通安全運動出動式において、3年生の黒須さんと2年生の高橋さんが一日警察署長に任命。就任あいさつでは、交通安全の大切さを訴えました。



ワースト1位！ヘッドホンを使用しながらの自転車運転。
-自転車マナー順守率調査から-

JR愛子駅と陸前落合駅周辺の交差点で、自転車マナーの遵守率調査を実施しました。

昨年4月から4回（3か月に1回）実施した調査は、携帯電話利用やヘッドホン装着、信号無視など5項目。違反で最も多かったのは「ヘッドホンを使用しながらの運転」、次いで「並走運転」、「ハンドルにバッグを下げる」の順で続いています。

また、右側を走行したり、信号無視等が見られます。

最近、自転車事故で1億円近い賠償金の請求事例もできています。「自転車は車両」。ルールを守ることはもちろん、定期的な整備点検や任意保険への加入をお勧めします。

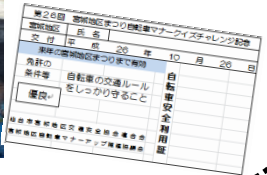
横断幕が目見え！

自転車安全利用五則のPR用横断幕が10月に完成。毎月10日から20日までJR愛子駅と陸前落合駅の駐輪場に掲示され、道行く人々に自転車の安全利用を呼び掛けています。



宮城地区まつりで 自転車安全利用をPR

10月26日宮城地区まつりが開催され、自転車シミュレーターによる安全運転体験や、自転車クイズへのチャレンジコーナーを設置。クイズ参加者150名には「自転車安全利用証」が交付されました。



街頭指導実施中

仙台北警察署や交通安全協会、交通指導隊が連携し、毎月15日（土・日・休日を除く）に、広瀬中学校の通学路で実施。自転車走行者をはじめ歩行者、ドライバーの方々に交通安全ルールを指導しています。



薄暮時キャンペーンを実施！

11月26日（水）ヨークベニマル仙台愛子店で『薄暮時の防犯・交通安全街頭キャンペーン』を実施し「夕暮れ時の早め点灯」を呼びかけました。



～参加団体～
宮城地区交通安全協会、
宮城地区防犯協会、
宮城地区交通指導隊、
愛子小学校、
ヨークベニマル仙台愛子店、
仙台北区交通安全協会、
仙台北警察署、
宮城総合支所

みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・ 自転車は道路交通法上の車両で、道路を通行する場合、車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行

- ・ 自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・ 歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転・二人乗り
- ・ 並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

- ・ 児童・幼児の保護者責任は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

★自転車〇×クイズ★

歩道を走行するときは、歩行者優先。すぐに止まれる速さで徐行し車道側を走行しなければならない。